

特許庁の中小企業向け知財支援施策について

普及支援課 主任産業財産権専門官 伊藤 義浩

抄録

特許庁では、平成27年度の知的財産関係予算のポイントの3つの柱の1つとして、「地域を支える中小・ベンチャー企業への知財支援」をあげていることからわかるとおり、地域・中小企業をサポートするための様々な支援策を強化しているところです。さらに「日本再興戦略改訂2015」では、地域中小企業の知財戦略強化が追加され、また、「知的財産推進計画2015」では重点3本柱の第1の柱として「地方における知財活用の推進」がとりあげられる等、知財政策の大きな柱として更なる強化が期待されています。

その中で、普及支援課は、中小企業・地域支援策の「企画立案」から「普及啓発」までを一貫して対応する役割を担っています。

本稿では、最近の特許庁の中小企業支援策の考え方や背景について紹介いたします。

総論

1. 中小企業支援の目的

我が国中小企業は、約385万社と全国内企業数の99.7%以上を占めています。

中小企業が持つ優れた技術やアイデアを、知財として戦略的に保護・活用し、中小企業の事業活動の強化や収益に結びつけることが重要ですが、中小企業が知財活動を強化するにあたっては、そもそも中小企業経営者において、知財を経営に活かすことの重要性についての意識が低いことに加え、資金面・人材面・情報面での不足から十分な活動を行うことが困難な状況にあります。そのため、国や地域等が積極的に支援することで、中小企業の知財活動を支援し知財の裾野を拡大していくことが必要となっています。

また、中小企業が知財を活用した経営を実現することは、技術やブランドにより事業を守り、また、発展させることを通じ、中小企業自身の成長に資するものであるとともに、地域の活性化や我が国の産業競争力の強化にとって極めて重要であると言えます。

2. 中小企業の知財支援活動の基本方針

特許庁における中小企業支援策の歴史は古く、遅くとも、昭和30年には中小企業向けの外国出願助成制度が開始されています。また、地方の知的財産制度の普及の拠点である最初の特許室（現在の近畿経済産業局特許室）が設置されたのは昭和33年のことです。昭和59年には、出願適正化等指導事業による地域の相談体制の整備、平成12年には、研究開発型中小企業の減免措置の導入等の施策が開始されました。

従来は、経済を取り巻く環境の時代の変化に対応して、柔軟に中小企業支援策を構築してきましたが、一度しっかりと支援の基本方針を確立する必要があるとの問題意識から、平成26年5月に特許庁長官の私的研究会として「中小企業・地域知財支援研究会」を立ち上げました。同研究会は、現場もよくご存じの中小企業・地域支援に携わる多様な委員から構成され、中小企業・地域支援策の現状についての検証と課題の抽出を行い、特許庁として講じていくべき施策や果たすべき具体的な役割につい

1) 「中小企業・地域知財支援研究会報告書」 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/pdf/chusho_chizai_shien/honbun.pdf

て検討を行いました。平成26年7月に同研究会の成果を報告書として取りまとめ¹⁾、現在はその方針を特許庁の中小企業支援策の基本的な方針と位置づけ施策を展開しているところです。

また、同研究会の議論においても指摘されたことですが、中小企業は、業種（製造業・サービス業等）、規模（従業員数も20人以下の小規模企業や300人弱）、知財意識や体制（出願経験・知財担当者の有無）が大きく相違しているため、全国一律の知財支援策では限界があります。地域の特性も勘案して、「オーダーメイドで支援を行うこと」、そのために「多様な支援策のメニューを構築すること」が極めて重要と考えています。

3. 中小企業の知財活動の実態

(1) 出願実態²⁾

国内特許出願件数に占める中小企業の出願件数の割合は、増加傾向にあるものの約13%にすぎません（平成24年約11%、平成25年約12%）。また、意匠は約1/3、商標は約半数を占めており、中小企業にとっては身近な権利となっています。他方で、特許・意匠・商標のいずれの出願についても、出願人数ベースでは中小企業が半数を超えており、言い換えれば、特許庁のユーザーの半数以上は中小企業であることになります。

中小企業の海外出願も増加していますが、その海外出願率（グローバル国内出願率＝日本国特許庁に出願した出願のうち、海外に出願している割合）は、特許で約16%、商標で約3%であり、大企業がそ

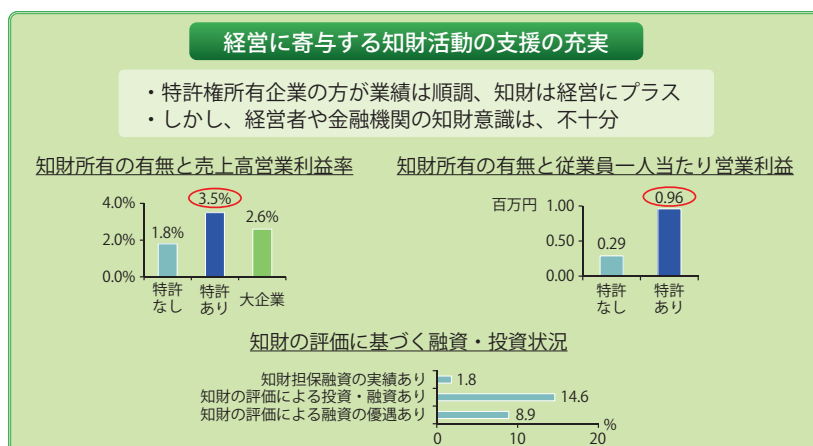
れぞれ約30%、約7%であることに比べると低い状況にあります。

また、平成25年度に特許、意匠、商標を全て出願した中小企業は約2%に過ぎず、大企業の約16%と比べると、異なる知財を巧みに組み合わせた知財ミックス戦略の観点からも知財活用が遅れているのも事実です。

(2) 知財管理体制・意識³⁾

平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」において、実際に出願した経験のある企業を対象に社内の知財担当の配置状況についてアンケート調査を行った結果では、自社内において知財専任担当を置いている中小企業は15%にすぎず、1～3人の兼任担当者を置いている中小企業が半数以上です。また、担当者がいない企業も約23%になっており、実際に出願した経験のある企業を対象としたアンケート調査においてもこの結果であり、中小企業の知財体制は脆弱です。

また、特許権を保有する中小企業の売上高営業利益率や従業員1人あたりの営業利益は保有していない中小企業に比べて高く、知財は中小企業の経営にプラスに働いていることが推察されるにもかかわらず、知財活動を重要と認識している企業は、販売活動・製造活動等の他の事業活動に比して相対的に低いのが実情です。そして、特許庁の知財支援施策の認知度も低くなっており、これが支援策の利用拡大の障害になっています。



2) 第6回中小企業・地域知財支援研究会「資料2 中小企業の知財出願状況」P.3～10

3) 第1回中小企業・地域知財支援研究会「資料5 中小企業における知財活動状況」P.10

27年度中小企業支援策の概要

1. 全体像

中小企業支援にあたっては、「支援」と「普及」の両面を支援強化することが重要です。これにより、実効性のある知財支援が真の意味で実現するものと考えています。

(1) 支援策の強化

平成27年度は以下の2つの柱で支援策を大幅に拡充しました。

第1の柱は、「地域再生への貢献」、すなわち地域の知財支援基盤を整備し、中小企業の知財活用により地域を元気にすること、第2の柱は、「グローバル展開への支援強化」として、海外での事業展開に沿った一貫通貫な知財支援を強化し、世界に羽ばたく中小企業を応援することです。

主な支援策は、下記2.以降で紹介しますが、そのポイントは、技術を強みとする企業（製造業等）であるか、デザイン・ブランドを重視した事業活動を行う企業（卸小売業・サービス業）であるか等を

意識して、下図のとおり、支援メニューを拡充したところです。中小企業が、その特性に応じて支援策を活用することが期待されます。

(2) 戦略的な普及活動の実施

支援策を実際活用することは、中小企業の成長につながるものです。

そのため、特許庁では、知的財産権制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、ひいては知的財産権の取得・活用または、技術やノウハウの秘匿化を推進し、産業の活性化を図るため、平成17年度に特許庁職員である「産業財産権専門官」の配置を開始し、平成27年4月で10年目に突入したところです。これまで累計2,397件の中小企業を訪問するとともに、平成26年度においては、年間146回の講師を努める等、知財制度や中小企業支援策の普及活動の中核を担っています。具体的活動としては、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」を全国各地で開催をしています。また、金融機関、地方公共団体、

中小企業の特性に応じた知財支援策の活用について

- 中小企業の特性に応じた知財支援策の活用により、知財活動を効果的に促進することが重要。
- 典型的な2つのケースの場合にも、その特性に応じた多様な知財支援策が利用可能。
 - ① 技術を強みとする企業（主に製造業等）
 - ② デザイン・ブランドを重視した事業活動を行う企業（主に卸売業・小売業、サービス業等）

☆は、27年度新規取組（予定）

中小企業(385万社)		全国的支援メニュー				地域的支援メニュー
業種	特性	制度面	相談・知財戦略関連	資金面		
製造業 43万社(11%) 出願件数比率 特許：74% 意匠：67%	① 技術・ものづくり 自社開発型 ※自社技術で海外展開、高い開発力を有する企業 下請型・地場産業型 ※下請けて培った技術で下請脱却を目指す企業	早期審査(特許)	知財総合支援窓口 海外法務専門家派遣 職務発明規程策定サポート☆ デザイン専門家派遣	知財活用支援センター 産業秘密・知財戦略相談窓口 海外展開知財支援窓口 特許情報分析活用事業☆ 知財を活用した金融支援	外国出願補助金 侵害対策補助金 日本発知財活用ビジネス補助金☆ 特許料・商標登録料等の引き下げ（改正法案の国会提出中） 特許料等の減免措置	各経産局等により実施 （例） 知財ビジネスマッチング デザイン創造～活用 地域支援補助金☆ 地域団体商標活用促進
	② デザイン・ブランド デザイン重視型 ※デザインを重視した消費財（食品等）を販売する企業 地域ブランド型 ※地域資源を活用した地域ブランドの全国展開を図る企業	早期審査(意匠) 地域団体商標	デザイン専門家派遣 ブランド専門家派遣		外国出願補助金 侵害対策補助金 日本発知財活用ビジネス補助金☆ 外国出願補助金 侵害対策補助金 日本発知財活用ビジネス補助金☆	

商工会議所・商工会等全国各地に出向いて、参加者のレベルに適した内容のセミナー講師を行うなど知財の草の根的な裾野拡大活動を実施しています。

2. 知財総合支援窓口

(1) 背景・経緯

現在最も知られている特許庁地域中小企業支援策の一つであり、全国47都道府県に窓口を設置し、地域中小企業支援の拠点として機能しています。

知財に関する相談窓口事業は、昭和59年の特許特別会計の成立に伴い、制度の概要や出願手続等の権利取得に関する相談対応を行う拠点としてスタートしました。その後、中小企業を巡る環境変化に応じて発展を重ね、平成23年から、権利取得のみならず、事業化や海外展開まで一貫した知財のワンストップサービスを提供する相談窓口として、「知財総合支援窓口（以下「知財窓口」という。）」を設置したところ です。

なお、「知的財産推進計画2015」では、INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）に業務を移管することが盛り込まれており、継続してより質の高い支援を行うことが求められています。

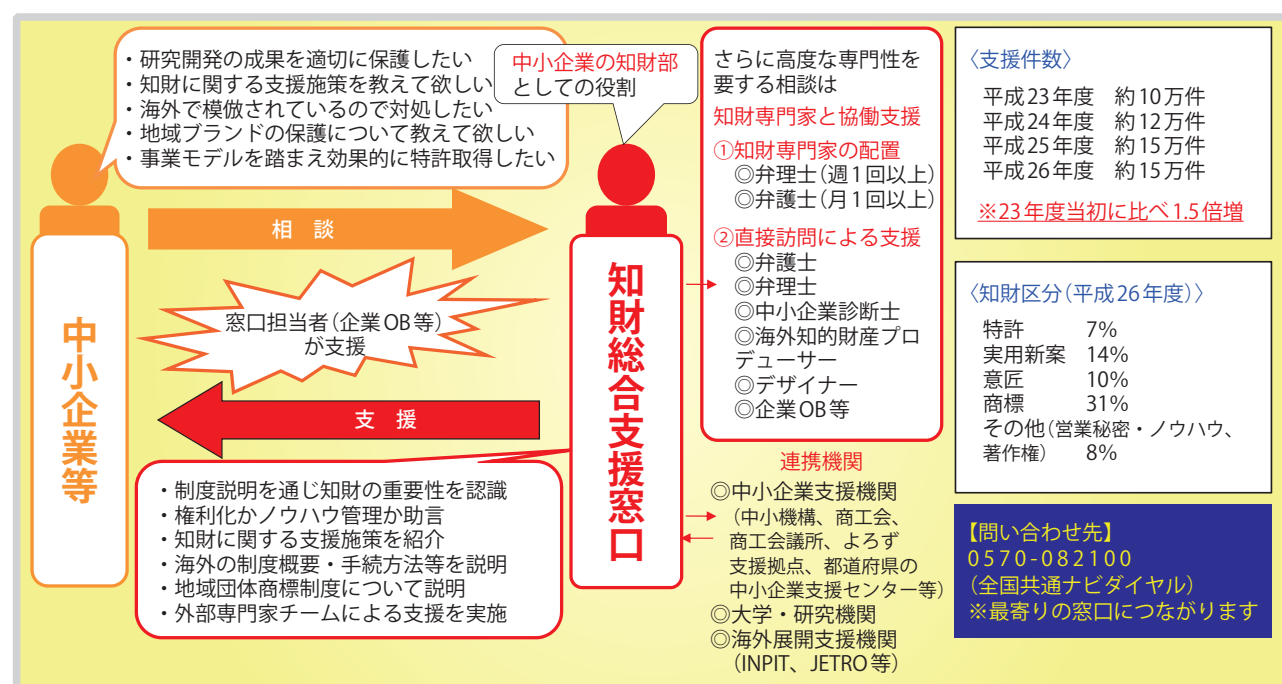
(2) 支援の概要

知財窓口では、企業OB等の窓口支援担当者が中小企業等の様々な相談に応じています。その中で、高度な専門性を有する相談については、弁理士・弁護士・中小企業診断士といった専門家による無料相談を受けることができます。弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置した窓口での相談や個別企業を訪問した支援も実施しており、ユーザーの利便性に応じ、支援体制を強化しました。平成27年度法改正を受けた職務発明規程整備のための相談支援や中小企業のみならず地域の中堅企業への支援を開始することへの期待も高まっています。

(3) 支援の効果

平成26年度の支援件数は約15万件で、窓口事業が始まった平成23年度と比較すると、およそ1.5倍と増加しています。他の中小企業支援機関等と連携しながら、地域への定着が図られているところです。

ここでは、特に知財面で効果のあった事例を2つ紹介いたします。なお、当該事例を含む、個々の支援の成果は、知財総合支援窓口ポータルサイト⁴⁾（窓口支援事例）にも掲載されており、事業面での効果のあった事例など様々な事例が紹介されています。



4) <http://chizai-portal.jp/>

①中小企業の事業展開に即した知財支援を行った事例（神奈川県知財窓口）

1) 企業概要

支援先企業名：株式会社トリーテクノ

（所在：神奈川県横浜市、設立：平成25年、業種：製造業、従業員数：2名、資本金：270万円）

平成25年に起業した会社で「ものづくり」にこだわったハード志向の開発型を目指している中小企業です。例えば、ドラえものの「ひみつ道具」のように、身の回りにある道具や器具へ「こんなこといいな」と思われる機能の追加が「できたらいいな」を思いながら、その手始めとして、日ごろ雨風や紫外線等の外部環境の影響を直接受ける配達業務や通勤通学等のスクータ運転者に対し、自動車に近い快適空間やカーナビ等好みの物を実装できる「カスタマイズなスクータ用屋根装置」の開発をしています。

2) 窓口活用のきっかけと最初の相談

自社開発をした「バイクに取り付ける屋根装置」についての特許出願と権利化をするため窓口にご相談がありました。

最初に相談をした時には、「バイクに取り付ける屋根装置」の特許及び商標を取得して、事業展開を図りたいという希望でした。しかし、窓口担当者のアドバイスにより、特許出願及びPCTを利用した外国出願を行うことを考えるように変化していきました。

3) その後の相談概要

窓口担当者として、同社に対して特許出願内容の相談と優先権主張によるPCT出願をサポートしました。その結果、PCT出願を日本移行して早期の権利の取得が実現。その後は特許に代わり意匠による外国出願で権利化を目指すために、専門家の弁理士を活用して、特許で開示した図面と意匠の図面については類似にならないよう指導を行い、日本への意匠出願とバイク台数の多い中国、インド、インドネシア、ベトナム、台湾などの外国をターゲットに国際出願をしました。

4) 窓口を活用後の変化

早期に特許権を取得されたことで「ものづくり補助金」を採択され、事業拡大のきっかけになったこ

とから、知財活用が有益であり、事業形態を守り優位に進めるための重要な因子の一つであることを同社に理解いただきました。

②継続的な知財活動の実施につなげた事例（福島県知財窓口）

1) 企業概要

支援先企業名：アサヒ電子株式会社

（所在：福島県伊達市、設立：昭和59年、業種：製造業、従業員数：220名、資本金：6000万円）

VTR基盤組み立て工場として創業し、超高密度実装技術、高信頼性を提供する車載用ECU、製品解析修理等を核とした包括的なソリューション事業で成長した企業です。

また、グループ企業を含め国内2拠点、海外4カ国8地域で事業展開しており、マレーシアやインドネシア、中国など東・東南アジアを中心とした国際ネットワークを構築しています。

2) 窓口活用のきっかけと最初の相談

同社は、生産受託（OEM）の他、製品設計から開発・生産までの設計受託（ODM）を行ってきましたが、新たな事業の柱を構築すべく国内外の製品市場参入に向けた自社ブランド製品の開発を取り組んでいくべく、窓口にご相談がありました。

当初の相談では、開発が終了した製品の構造を権利化しておきたいという課題があり、窓口として事業基盤の強化と更なる競争力の向上が必要になると判断し、窓口担当者として以下のアドバイスをしました。

▷専門家（弁理士）を活用した侵害確認、国内外の製品市場における地位の確立

▷将来にわたる競争力の維持・向上に向け、窓口と専門家による知的財産活動の支援を実施

3) その後の相談概要

専門家派遣による相談では、試作品と一緒に特許と意匠の関係資料の詳細調査と開発段階のボツ案を含め発明内容の洗い出しを行い、出願戦略としては補助金を活用して外国出願することを提案しました。また、窓口担当者による社内講習会を行い、先行調査方法と社内報告書のまとめ方、オープン＆クローズ戦略などを理解いただきました。

4) 窓口を活用後の変化

経営層の意識改革により製品企画段階で事業性スクリーニングすることをルール化、設計開発者の能力開発により知的財産活動を実践する体制構築を実現しました。

3. 知財金融の推進（知財ビジネス評価書作成支援〈新規事業〉）

（1）背景・経緯

中小企業からは、特許等の知財を金融機関に評価してもらい、資金調達につなげたいとの期待があります。他方で、金融機関は中小企業の技術等に対し、適切に評価できる「目利き人材」がいないために、なかなか進展しませんでした。もちろん、「知財を資金調達につなげる」ことは、古くから検討されてきましたが、一部の金融機関で実施された手法は、知財を担保にとる「知財担保融資」でした。しかし、「万が一貸し倒れた際の売却が困難という知財権の流動性の問題」、「知財を金額で評価することが難しいという評価面の課題」から、その実績は少なかったのも事実です。

しかし、近年、「日本再興戦略」や「金融庁のモニタリング基本指針」等にもあるように、担保に必要以上に依存することなく、企業の事業性や成長性を評価して融資につなげる取組を推進する等の機運が見られています。実際には、一部の金融機関（千葉銀行等）や中小企業支援機関（ひょうご産業活性化センター等）では、知財を活用したビジネスを評価した融資制度の取り組みが開始されています。

特許庁ではこのような背景も踏まえ、企業の保有する知財を第三者の調査会社が評価し、作成した評価書を金融機関に提供することで、知財を活用した企業のビジネスを評価し、融資につなげる取組を開始しました。

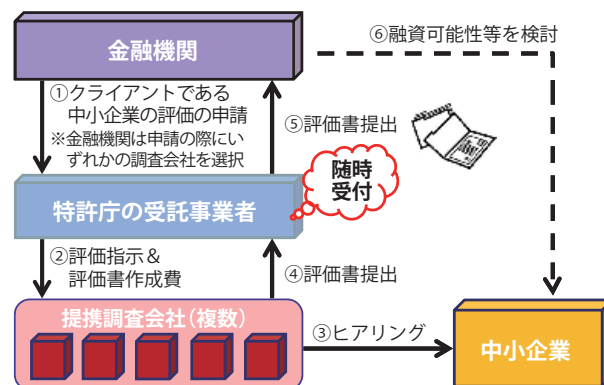
知財を活用した融資の実現は、知財に関心の薄い中小企業に対する知財への取組意識を高め、知財の裾野拡大に資するものと考えています。

（2）支援制度の概要

金融機関と連携する中小企業の持つ特許・商標等について、第三者の調査会社が知財を活用したビジネス全体を評価し、作成にかかる費用を全額特許庁

が負担します（平成27年度予算額：1.0億円）。金融機関を応募主体とすることで、融資の実現性を高めることを期待しています。

また、知財金融シンポジウムの開催や知財融資マニュアルの作成等を通じ、事業を周知し知財金融の浸透を図っていきます。



（3）施策の効果

平成26年度に試行的に「知財ビジネス評価書作成支援」に取り組んだ金融機関のうち、商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）四日市支店では、特許庁の知財ビジネス評価書を活用し、日本ケミカル工業株式会社（本社：三重県四日市市）の持つ特許等の評価を実施し、その評価書を融資判断の材料として活用し、同社に対し、運転資金5千万円の融資が実現しました。

商工中金は、中小企業の円滑な資金調達をサポートするため、優れた技術力を持つ中小企業の強みに着目した融資に積極的に取り組んでいる公的金融機関ですが、作成した評価書については「評価対象企業の事業内容、技術や知的財産活用に係る評価、事業上の課題等について多面的な評価を行ったものであったため、企業の技術優位性や事業の将来性、継続性などの見極めに大きな効果があり、円滑に融資の検討を進めることができた」と評しており、評価書が融資判断の検討材料として有益に活用され、円滑な審査に役だったことを示す事例となっております。

また、本事業を開始したことで、金融機関からの知財セミナーの講師派遣等の依頼が増えています。金融機関は、日常的に中小企業と接しており、融資のみならず特許庁の支援策の普及や知財意識の啓発

の主要な役割を果たすことが出来る存在でもあり、今後の知財を支える主要な主体です。

4. 特許情報の活用（特許情報活用分析支援事業〈新規事業〉）

（1）背景・経緯

特許情報は、中小企業の事業戦略にとっても重要な基礎情報であるにもかかわらず、効果的に活用されていないのが現状です。具体的には、研究開発戦略の構築（他社の技術レベルの把握、重複研究の回避、発明の手がかりの入手等）、戦略的出願の実施（オープン・クローズ戦略構築、強い権利取得等）などに活用することができます。

また、特許庁では、平成16年度から審査請求前に、中小企業に対して無料で先行技術調査結果を提供する支援を実施していましたが、中小企業の自己負担を求めているとの指摘を踏まえた予算の見直しにより平成22年度で支援が終了しました。しかし、その後も根強く制度の復活を望む要望が多くありました。

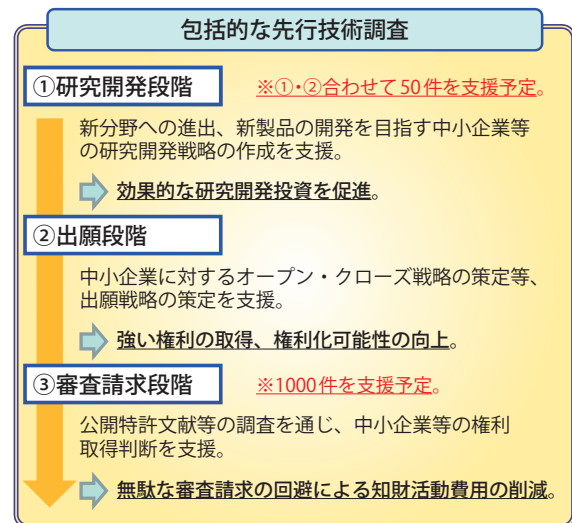
そのため、特許情報の重要性を中小企業が認識できるように包括的な制度として、新規に立ち上げた事業です。

（2）制度の概要

中小企業の「研究開発」、「出願」、「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析を支援し、中小企業における特許情報の有効活用を推進するための取り組みを新たに開始しました。

本支援を通じて、

- ①無駄な研究開発投資を回避する研究開発戦略やオープン・クローズ戦略の策定等を通じ、個々の中小企業における効果的な権利化等の知財活用の実現すること、
- ②地域を支える中小企業、地方自治体、商工会議所や商工会等の経済団体及び生産者事業協同組合等も支援対象とすることで、地域に対する知財支援を強化し、地域ブランドの育成等、地域の活性化を促進することを目指しています。



（3）制度の効果

新しい取り組みのため、具体的事例は紹介できないものの、研究開発段階や出願段階を中心に予想を超える応募があります。特に、中小企業個社ではなく、地域の各種支援団体からの応募も多く、地域で広く活用されることが期待されます。

5. 外国出願補助金

（1）背景・経緯

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでおり、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、その第1段階として進出先において知的財産権を取得することが重要となります。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資金力に欠ける中小企業にとっては大きな負担となっています。実際に、特許庁が行った調査でも、外国出願を断念した経験がある中小企業は、全体の半数以上ありましたが、そのうち約9割の企業が外国出願を断念した理由として、「費用が高額」であることを理由としています⁵⁾。

そのため、特許庁では、平成20年度から中小企業の戦略的な外国出願を後押しするため、外国出願にかかる費用の半額を補助する「外国出願補助金」を実施しています。

制度創設時は、愛知県や岩手県等の一部の地域で実施されていた地域の外国出願支援事業を国が補助

5)「平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金に係るフォローアップ調査報告書」

する形で始まったため、各都道府県に設置されている都道府県等中小企業支援センター（以下「センター」という）を通じて事業を実施してきましたが、地域の事情により事業を実施できない空白地域の存在が課題となったことから、平成26年度から従来の地域実施機関としてのセンターの他、新たに全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を補助事業者に加え、全ての都道府県の中小企業に対し、支援が可能になりました。

また、当初は特許出願のみを対象としていましたが、平成22年度には意匠・商標を対象に拡充するとともに、平成22年度には冒認対策商標出願、平成27年度には地域団体商標全般やハーグ協定による意匠出願も対象とし権利の幅を広げているところです。

(2) 制度の概要

外国出願を予定している中小企業者等に対し、外国出願に要した費用の半額を補助しています。制度の助成の範囲は、以下のとおりとなっています。

○補助対象となる出願種別：

特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1企業に対する上限額：300万円

1出願に対する上限額：

特許 150万円、

実用新案・意匠・商標 60万円

冒認対策商標 30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

(3) 制度の効果

平成20年度の制度創設時から、中小企業の外国出願意識の高まりや、実施地域数の増加とともに支援件数も右肩上がりです。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施地域数	16地域	26地域	36地域	40地域	43地域(+JETRO)
支援件数	71件	102件	191件	381件	540件

助成対象出願国は中国・韓国をはじめとするアジア地域で全体の5割程度を占めていますが、各国で

審査結果が出た案件の登録率は86%と高い数字を誇り、支援先は中小企業だけでなく、地域ブランドを守る組合等も多数利用しています。

その一例として、群馬県高崎市にある「群馬県達磨製造協同組合」は、平成18年に国内で「高崎だるま」を地域団体商標として取得しましたが、台湾・中国等へビジネス展開していく上で、「高崎だるま」を権利として守るための土台づくりとして、知財窓口の専門家も活用し、本補助金を活用して外国出願を実施しました。

『高崎だるま』を今後さらに海外で発展させていくため、海外での商標登録は不可欠なものであり、補助金を使うことで費用の削減につながった」との組合代表理事の評価もあります。台湾でも高崎だるまの市場が創出され、既に中国、香港、台湾へ輸出しています。特に台湾については将来的な需要増を見込んでいます。

6. 海外係争対策（海外侵害対策補助金 模倣品対策支援・防衛型侵害対策支援〈新規事業〉）

(1) 背景・経緯

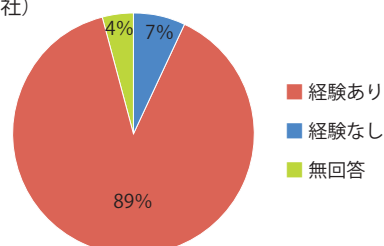
中小企業の海外進出の増加に伴い、外国企業との係争に直面するリスクが増加しています。

第1に、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題など中小企業に対しても悪影響が懸念されています。また、

第2に、海外で冒認出願され取得された権利等に基づき、海外企業から中小企業が知的財産侵害で訴えられるという被害も報告されています。

以上の点は、特許庁が平成26年度に実施した外国出願補助事業を行った中小企業に対するアンケート調査（416社）によると、「海外で模倣品被害を経験した企業」は約11%、「海外企業から権利侵害で

■権利侵害をしていると指摘を受けた経験（回答企業数 416 社）



あると指摘を受けた経験がある」と回答した企業は7%となっていることから裏づけられています。

(2) 制度の概要

特許庁では、「模倣品対策支援」、「防衛型侵害対策支援」を実施し、中小企業の資金面からの支援を実施しています。

①模倣品対策支援

中小企業の海外における模倣品対策にかかる費用（現地侵害調査費用等）の補助金制度は、平成17～25年度まで、中小企業庁の予算で実施されてきました。平成26年度からは、海外での権利化支援（外国出願補助金）から権利行使までを一気通貫で支援すべく、特許庁において本補助金を運営実施することとしました。

模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査に加え、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を補助します。

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用 等

②防衛型侵害対策支援

海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合の係争費用を補助する制度として、平成27年度から新たに開始しました。

弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施することで、海

外での知的財産活動をさらに強化します。

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

採択決定後、平成27年12月31日までに発生した（損害賠償・和解金を除く）係争費用。

例）弁護士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用 等

(3) 制度の効果

模倣品対策支援件数は年10件程度と横ばいで推移しているものの、調査結果を活用し摘発につなげる等、模倣品対策支援を継続して活用して、成果を生んでいる事例もあります。

栃木県の「マニー株式会社」は、10年以上前から、中国やインド等で商標権を取得している製品のデッドコピーが、150カ国あまりの新興国市場に出回るようになりました。粗悪な品質の模倣品を放置することにより、正規品の評判に影響が出ることを危惧し、平成18年度より、本補助金を活用して繰り返し中国で侵害調査を実施して、模倣品製造会社への潜入調査や模倣品を販売するWebサイトの削除等を実施しました。潜入調査では、模倣品の確認、証拠写真の撮影、サンプル品の入手等を行い、模倣品業者による製造及び販売の実態を明らかにすることができました。また、Webサイトは、98%の削除に成功したところです。

このような調査結果を基に、行政機関による摘発や警告状の発送も実施を計画中です。継続して模倣品対策に取り組む姿勢が、「模倣品は許さない会社」という認識の醸成につながり、結果、展示会での模倣品業者数が減少しました（平成19年：25社→平成25年：3～4社）。

今後の課題

中小企業・地域への知財支援に対する関心が高まっている中、今後は、多くの地域において、具体的な成功事例を構築し、成果を増やしていくことが必要となります。

そのためには、支援策のメニューをさらに整備することが重要となります。具体的には、以下を検討しています。

第一に「地域再生支援の強化」として、

①総合調整機能の充実や地域の支援基盤の強化を実施する「知財総合支援窓口の機能強化」

②地域中小企業のニーズを掘り起こし大企業等が保有する知財を活用する「知的財産ビジネスマッチングの全国展開」

③各地域において知財制度や支援策等の周知強化す

る「巡回特許庁活動を核とした地域における審査等特許庁の施策等の普及強化」

- ④意欲的な地域の中小企業支援関係者による知財支援活動を支援と優れた先導的な取組事例やそのノウハウを他地域へ普及展開する「先進的な地域知財支援モデルの構築」
- ⑤商品・サービスの価値の創造・向上、新規市場の開拓による地域の産業活性化をする「デザイン・ブランド活用促進支援の強化」

第二としては、「中小企業への知財浸透活動（つなぎ）の強化」による

- ①海外展開のため外国出願や権利活用から侵害対策といった一気通貫した支援をする「海外事業展開支援の強化」（訴訟費用を賄う保険制度の創設や冒認商標の取消・無効にするための助成）
- ②知財意識を高めるための「知財金融の促進に向けた活動の強化」
- ③新たな研究段階、出願段階、審査請求段階における「特許情報の分析結果の企業経営への活用の推進」

さらに、「普及活動」については、対象となる中小企業を2分化して、その特性に応じた戦略的な普及活動の実施いたします。

- ①知財への関心のない中小企業等に対しては、制度説明会や知財セミナーの実施により、知財裾野活動の拡大による「知財普及活動」
- ②知財を意識している中小企業等に対しては、中小企業の個別訪問をして、企業に適した支援等の普及により知財活動への認識してもらうための「支援等普及活動」

以上の活動を通じ、個別中小企業・地域・国全体のイノベーションの促進や発展を、知財の面から支援していきたいと考えています。

profile

伊藤 義浩 (いとう よしひろ)

1986年4月 特許庁入庁
2012年4月 関東経済産業局地域経済部産業技術課特許室長
2014年4月より現職